

弘前市広告入り給与明細書の無償提供に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、広告入り給与明細書の無償提供に関して必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告入り給与明細書 弘前市が職員及び会計年度任用職員等に対して配布する給与明細書で、企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 給与明細書に広告を希望する企業等（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の事前確認、校正、広告主との調整等、広告掲載に係る一連の業務を行い、弘前市に広告入り給与明細書を無償提供する事業者をいう。

3 無償提供者の募集

- (1) 無償提供者の募集は、弘前市ホームページその他市長が必要と判断した方法により行う。
- (2) 募集に際し、無償提供者の選定基準その他募集について必要な事項については、募集要項で定めるものとする。

4 無償提供の申し込み

広告入り給与明細書を無償提供しようとする者は、広告入り給与明細書無償提供申込書及び募集要項に定める書類を市長に提出しなければならない。

5 無償提供者の決定

市長は、無償提供の申し込みがあったときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、その結果を無償提供者に対して通知する。

6 協定書の締結

市長は、広告入り給与明細書の無償提供に関して、無償提供者と協定書を締結するものとする。

7 作製上の注意事項

- (1) 無償提供者は、広告主を募集するにあたり、弘前市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう、自らが広告の募集者であることを明確にしなければならない。
- (2) 無償提供者は、掲載する広告について、市長と事前に協議し、その承諾を受けなければならない。
- (3) 無償提供者は、弘前市有料広告取扱要綱、弘前市有料広告掲載基準及び本要領に定められた事項を遵守しなければならない。

8 問題発生時の対応

無償提供者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって対応することとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、広告入り給与明細書の作製及び無償提供に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年 7月12日から施行する。

この要領は、令和 2年 9月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 1日から施行する。